

中学生、高校生等の医療費助成の現物給付が8月から始まります ～ 高校生等の現物給付は花巻市独自の取組 ～

令和2年8月1日から中学生、高校生等の医療費助成の現物給付が始まります。これにより、中学生は県内の医療機関等、高校生等は市内の医療機関等を受診した際の窓口での支払い負担が軽減されます。
※中学生は県内すべての市町村で、高校生等は花巻市独自の制度として実施するものです。

1 対象者

- 花巻市に住所を有する中学生
(12歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの人)
事業名：中学生医療費助成事業
- 花巻市に住所を有する高校生等
(15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの人)
事業名：高校生等医療費助成事業

※ただし、中学生、高校生等ともに所得制限により対象とならない場合があります。

2 助成内容

令和2年7月まで
中学生、高校生等ともに償還払い

令和2年8月から
○中学生 → 岩手県内の医療機関等を受診した場合、**現物給付**

- 高校生等 ①花巻市内の医療機関を受診した場合 → **現物給付**
②花巻市外の医療機関を受診した場合 → 償還払い

※「**現物給付**」とは・・・医療機関の窓口で、受給者証に記載の限度額（医療機関ごと）までを支払う方法です。

※「**償還払い**」とは・・・医療機関の窓口で、いったん医療費の自己負担分を支払い、2か月後に自己負担分の全額または一部を指定口座に振込む方法です。

※入院時の食事代や文書料、予防接種、健康診断など医療保険の対象とならない費用は助成対象に含まれません。

3 受給者証

助成を受けるためには、医療機関の窓口で提示する「医療費受給者証」が必要となります。
新しい受給者証は、中学生には左上に「現物」、高校生等には「花巻市内の医療機関等のみ現物」と表示されています。

| | | | | |
|------------|------|-----|---------------|---------|
| 現物 | | 見本 | | |
| 中学生医療費受給者証 | | | | |
| 受給者証番号 | | 第 | 号 | |
| 受給者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | 男・女 | | |
| | 生年月日 | 平成 | 年 月 日 | |
| 自己負担額 | 通院 | | | |
| | 入院 | | | |
| 有効期間 | | 令和 | 年 月 日から 令和 | 年 月 日まで |
| 発行機関名及び印 | | 花巻市 | | 印 |
| 交付年月日 | | 令和 | 年 月 日 | |

| | | | | |
|--|------|-----|---------------|---------|
| 花巻市内の医療機関等のみ現物 | | 見本 | | |
| 高校生等医療費受給者証 | | | | |
| 受給者証番号 | | 第 | 号 | |
| 受給者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | 男・女 | | |
| | 生年月日 | 平成 | 年 月 日 | |
| 自己負担額 | 通院 | | | |
| | 入院 | | | |
| 有効期間 | | 令和 | 年 月 日から 令和 | 年 月 日まで |
| 花巻市以外の医療機関等へのお問い合わせ 医療保険各法等による一部負担金、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額をお受け取りください。 | | | | |
| 発行機関名及び印 | | 花巻市 | | 印 |
| 交付年月日 | | 令和 | 年 月 日 | |

4 受給者証の交付手続き

現在受給者証をお持ちの方は、保護者の方の所得状況を確認後、対象となる方には7月末までに新しい受給者証を送付いたします。

受給者証をお持ちでない方は、所得の状況により対象となる場合もありますので、国保医療課窓口までお問い合わせください。

5 花巻市の子どもの医療費助成の取組

花巻市では、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、子どもの医療費助成についてさまざまな取組を実施してきました。

就学前児童を対象とする「乳幼児医療費助成」は、平成27年8月に所得制限を撤廃、更に医療費（自己負担金）の全額を助成することとし、医療費の無料化を実現しています。

小学生、中学生、高校生等医療費助成では所得制限はあるものの、昨年8月からは小学生が現物給付に、今年8月からは中学生は岩手県内統一で、高校生等については花巻市内の医療機関等限定で花巻市独自に現物給付を実現します。